

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		交際費課税の特例措置の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 38) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 19)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 中小法人（資本金 1 億円以下の法人）及び大法人（資本金の額等が 100 億円以下）に係る交際費課税の特例措置 i 飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の 50%を損金算入できる。 ii 中小法人に係る交際費については 800 万円まで全額損金算入できる。 ※ 中小法人については i 又は ii のいずれかを選択できる。
			《要望の内容》 現行制度のうち i の措置について、新型コロナウイルス感染症防止対策を実施した上で提供された飲食費について、損金算入できる割合を時限的（令和 3 年度）に拡充する。
			《関係条項》 ・租税特別措置法第 44 条の 3、第 68 条の 2 4 ・租税特別措置法施行令第 28 条の 5、第 39 条の 52
5	担当部局		農林水産省 食料産業局 食品製造課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 2 年 8 月 分析対象期間：平成 26 年度～令和 3 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 29 年度 創設
			(最近の交際費課税の主な改正事項)

			平成 14 年度	資本金 5,000 万円超 5,000 万円以下	全額損金不算入 定額控除（400 万円）× 80%
			平成 15 年度	資本金 1 億円超 1 億円以下	全額損金不算入 定額控除（400 万円）× 90%
			平成 18 年度	全法人	一人当たり 5,000 円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
			平成 21 年度 （経済危機対策）	資本金 1 億円超 1 億円以下	全額損金不算入 定額控除（600 万円）× 90%
			平成 25 年度	資本金 1 億円超 1 億円以下	全額損金不算入 定額控除（800 万円） 定額控除限度額までの 10% の損金不算入措置を廃止
			平成 26 年度	資本金 1 億円超 1 億円以下	飲食費 50%まで損金算入 定額控除限度額（800 万円）までの損金算入又は飲食費 50%まで損金算入の選択適用
			令和 2 年度	資本金 1 億円超 1 億円以下	資本金 100 億円超の法人を除き、飲食費 50%まで損金算入 定額控除限度額（800 万円）までの損金算入又は飲食費 50%まで損金算入の選択適用
8	適用又は延長期間		令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（1 年間）		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 交際費については、1990 年代初頭の約 6 兆円から近年は 3 兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。 また、直近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に伴う休業・営業時間の短縮等により、特に飲食業の客数・売上の減少が極めて深刻な状況となっている。飲食業は接待で利用される機会も多いことから、消費を刺激し、新型コロナウイルス感染症による社会経済的な打撃から早期に回復し、飲食業界全体の回復を図る。		
② 政策体系における政策目的の位置付け		《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。			

			《中目標》 1 食料の安定供給の確保 《政策分野》 ①新たな価値の創出による需要の開拓
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断D Iを新型コロナウイルス感染症拡大前と同程度の水準（▲28.8）へ改善を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 i 個々の法人企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、事業活動を活性化させる。 ii 法人企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化につながる。
10	有効性等	① 適用数	○交際費支出法人 平成 26 年度：（中小）2,223,101 社 （大）19,224 社 平成 27 年度：（中小）2,261,988 社 （大）18,811 社 平成 28 年度：（中小）2,278,115 社 （大）18,125 社 平成 29 年度：（中小）2,298,910 社 （大）17,613 社 平成 30 年度：（中小）2,327,153 社 （大）17,166 社 令和元年度：（中小）2,327,153 社 （大）17,166 社 令和 2 年度：（中小）2,327,153 社 （大）17,166 社 令和 3 年度：（中小）2,327,153 社 （大）17,166 社 ※1 出典：国税庁「会社標本調査」。 ※2 適用数については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用数が含まれていることから、本措置分のみの適用数を抽出できなかったことから、使用できないため、国税庁「会社標本調査」により把握した。 ※3 令和元年度以降は推計（平成 30 年度の実績と同等程度適用があると推計）。 ※4 「（中小）」は中小企業、「（大）」は大企業を指している。
		② 適用額	○交際費支出額の推移 平成 26 年度：（中小）2,467,294 百万円 （大）556,052 百万円 平成 27 年度：（中小）2,678,312 百万円 （大）560,901 百万円 平成 28 年度：（中小）2,800,598 百万円 （大）570,583 百万円 平成 29 年度：（中小）2,966,230 百万円 （大）560,375 百万円 平成 30 年度：（中小）3,113,361 百万円 （大）547,693 百万円 令和元年度：（中小）3,113,361 百万円 （大）547,693 百万円 令和 2 年度：（中小）3,113,361 百万円 （大）547,693 百万円 令和 3 年度：（中小）3,113,361 百万円 （大）547,693 百万円

		※1 出典：国税庁「会社標本調査」。 ※2 適用額については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用額が含まれていることから、本措置分のみの適用額を抽出できなかったことから、使用できないため、国税庁「会社標本調査」により把握した。 ※3 令和元年度以降は推計（平成 30 年度の実績と同等程度適用があると推計）。 ※4 「（中小）」は中小企業、「（大）」は大企業を指している。																																				
③	減収額	単位：百万円 <table><thead><tr><th></th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 26 年度</td><td>445,707</td><td>156,861</td><td>49,069</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>486,025</td><td>169,492</td><td>69,045</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>502,930</td><td>174,540</td><td>70,908</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>526,850</td><td>181,196</td><td>75,882</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>548,036</td><td>186,560</td><td>85,344</td></tr><tr><td>令和 元年度</td><td>548,036</td><td>186,560</td><td>85,344</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>548,036</td><td>186,560</td><td>85,344</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>548,036</td><td>186,560</td><td>85,344</td></tr></tbody></table> ※1 出典：国税庁「会社標本調査」。 ※2 減収額については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の減収額が含まれていることから、本措置分のみの減収額を抽出できなかったことから、使用できないため、国税庁「会社標本調査」により把握した。 ※3 令和元年度以降は推計（平成 30 年度の実績と同等程度適用があると推計）。		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 26 年度	445,707	156,861	49,069	平成 27 年度	486,025	169,492	69,045	平成 28 年度	502,930	174,540	70,908	平成 29 年度	526,850	181,196	75,882	平成 30 年度	548,036	186,560	85,344	令和 元年度	548,036	186,560	85,344	令和 2 年度	548,036	186,560	85,344	令和 3 年度	548,036	186,560	85,344
	法人税	法人住民税	法人事業税																																			
平成 26 年度	445,707	156,861	49,069																																			
平成 27 年度	486,025	169,492	69,045																																			
平成 28 年度	502,930	174,540	70,908																																			
平成 29 年度	526,850	181,196	75,882																																			
平成 30 年度	548,036	186,560	85,344																																			
令和 元年度	548,036	186,560	85,344																																			
令和 2 年度	548,036	186,560	85,344																																			
令和 3 年度	548,036	186,560	85,344																																			
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 企業のコスト削減傾向の中、交際費については、平成 26 年度税制改正による効果もあり、損金算入額は右肩上がりで実績が伸びている。本措置によって、企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。（上記「租税特別措置の適用額」参照） 一方で、我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調が続いていたものの、直近では新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、深刻な状況となっており、直近の中小企業の業況判断DIは▲64.1（令和 2 年 4～6 月）となっている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される。 また、飲食業はこれらの企業の接待で利用される機会が多いことから、消費を刺激し、新型コロナウイルス感染症による社会経済的な打撃から早期に回復し、飲食業界全体の回復を図るためにも本措置によ																																				

			り支援していく必要がある。
		⑤ 税込減を是認する理由等	交際費は、企業の大小を問わず、ビジネス上必要な経費であるが、無駄に交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で 1.68 の乗数効果が期待できる。 ※ 総務省「平成 27 年（2015 年）産業連関表」 なお、中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が 75.4%、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が 32.9% となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	交際費については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和 29 年度に交際費課税制度が創設されたものであるが、累次の制度改正により、資本金 1 億円超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈滞化を招く要因となってきた。 こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について見直しを行ったことで、新規顧客の開拓等により交際費支出が促進され、企業活動の円滑化・活性化を図ることにより、飲食店営業を中心に消費の拡大を通じた経済の活性化が図られるため妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—